

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の概要

平成25年6月28日

1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs（Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質）から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

2. 各国が講すべき対策

- ①PCB等の製造、使用の原則禁止及び原則制限（DDT等）
- ②ダイオキシン、PCB等4物質の非意図的生成物質の排出の削減
- ③POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ④これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤その他の措置
 - ・条約対象23物質^{※1}と同様の性質を持つ有機汚染物質の製造・使用を防止するための措置
 - ・POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・途上国に対する技術・資金援助の実施

3. 条約の発効

平成16年5月17日発効（日本は平成14年8月30日に締結済）。平成25年2月7日現在178ヶ国（+EC）が締結。

4. 条約発効後の動き

対象物質追加の検討を行うPOPs検討委員会会合を、平成17～24年の各年10月又は11月に開催。新たに平成23年4月に開催されたCOP5においてエンドスルファン、平成25年4～5月に開催されたCOP6においてヘキサブロモシクロドデカンの追加が決定された。

5. 我が国の対応

- 対象物質の製造・使用禁止等については、化審法、農薬取締法等で措置。
- 関係省庁連絡会議（議長は環境保健部長）において作成し、平成17年6月、地球環境保全に関する関係閣僚会議にて了承した国内実施計画について改定を行い、平成24年8月、関係省庁連絡会議にて了承。
- 我が国の主導により東アジアPOPsモニタリング事業を実施。
- POBs検討委員会に北野大 淑徳大学教授を、条約有効性評価のための調整グループ及び地域組織グループに柴田康行 国立環境研究所化学領域長を派遣。

※1 対象物質：

アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、トキサフェン、マイレックス、ヘキサクロロベンゼン、PCB、DDT、ダイオキシン・ジベンゾフラン、クロルデコン、リンデン、テトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモビフェニル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド（PFOS 及びその塩、PFOSF）、ペントアクロロベンゼン、ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン（ α -HCH）、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン（ β -HCH）、エンドスルファン、ヘキサブロモシクロドデカン